① 一般船舶における死傷災害防止対策

ア 「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板、通路、階段等でのつまずき・滑り等により転倒したものが約41%、荷役作業、揚錨作業、係船作業等の際に使用する甲板装置につまずき転倒したものが約12%と続いている。このような状況を踏まえ、「転倒」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

ａ 甲板及び通路等の水、油等を適宜清掃し、きれいな環境を保つとともに、床面にマットを設置するなど滑らない状態に保持する。また、ロープ、ワイヤー等の整理・整頓を励行する。

ｂ 階段の昇降に際しては、急な動作を避けるとともに、片手は必ず手すりをつかみ、重くかさばる荷物は一度に運ばない。また、階段には適宜滑り止め、トラマークを施す。

ｃ 出入港作業時、荷役作業時及び船倉内作業時等においては、滑り止めのついた保護靴を使用するとともに、日常の手入れに努める。また、積雪、結氷等気象条件の変化にも注意する。

ｄ 作業に際しては、ロープ、ワイヤー等の上に立たないなど、常に安全な足場と安定した姿勢を確保する。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。

イ 「はさまれ」による死傷災害を原因別にみると、荷役作業、揚錨作業、係船作業等の際に使用する甲板装置にはさまれたものが約26%、ドア・ハッチ等にはさまれたものが約22%と続いている。

このような状況を踏まえ、「はさまれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等を再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

ａ 索具又は荷役装置等の振れ回りによる危害を受けるおそれのある場所には、むやみに立ち入らない。また、ドア・ハッチ等は船体の動揺等により動かないよう固定する。

ｂ 機械又は動力伝導装置等の運動部分には、覆い等を設けるとともに、接触のおそれのある場所にはむやみに立ち入らない。また、動力機関等の修理作業等を行う場合には、修理部分等を動力源から遮断するなど適当な安全措置を講ずる。

ｃ 同時に複数の者が作業を行う場合には、合図の励行を徹底するなど、十分な連携を図る。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。

ｄ 「はさまれ」の原因として、特に不注意が目立つことから、作業等に当たっては「慣れ」を排し、常に安全意識を維持するよう安全教育等を通じて乗組員全員に徹底する。

② 漁船における死傷災害防止対策

漁船における労働環境は、一般船舶と比較しても厳しいものと考えられる。漁船における災害は特に漁ろう作業中に多く、態様としては「転倒」「はさまれ」が多く発生している。

以下に示した死傷災害防止対策を徹底し、漁ろう作業中については特に注意して作業を行う必要がある。

ア 漁船における「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板上で、魚の血のり、床面の滑りにより足を取られて転倒したものが約24%、漁具・漁網に足を取られて転倒したものが約17%、波浪により転倒したものが約16%と続いている。

このような状況を踏まえ、漁船における「転倒」による災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

ａ 甲板及び通路等の水、魚の血のり・うろこ等を適宜清掃し、また、床面にマットを設置するなど滑らない状態に保持し、滑りやすい状況にある通路等には転倒防止用ロープを張るなどの措置を講ずる。

ｂ 階段の昇降に際しては、急な動作を避けるとともに、片手は必ず手すりをつかみ、重くかさばる荷物は一度に運ばない。また、階段には適宜滑り止め、トラマークを施す。

ｃ 漁具・漁網等の整理・整頓を励行するとともに、突起物へのトラマークの表示及び被覆等必要な措置を講ずる。

また、漁ろう作業等に際しては、滑り止めのついた長靴等を使用する。

ｄ 作業に際しては、ロープ、ワイヤー等の上に立たないなど、常に安全な足場と姿勢を確保する。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。

ｅ 上甲板に波浪が打ち込む場合や波浪が打ち込まなくても船体の動揺が激しい場合は、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業を中止するなど状況に応じた措置を講ずる。

イ 漁船における「はさまれ」による死傷災害を原因別にみると、漁ろう装置にはさまれたものが約33%、漁具・漁網にはさまれたものが約16%、甲板装置にはさまれたものが約15%と続いている。

このような状況を踏まえ、漁船における「はさまれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

ａ 作業開始前には、漁ろう装置等の点検を行うとともに、動力伝導装置等の運動部分には覆い等を設けるなど必要な措置を講ずる。

ｂ 漁具・漁網の取扱いに際しては、指や手をはさまれないよう細心の注意を払うとともに、走行中の漁具・漁網がからんだりした場合は、機械を停止するなど安全な状態となったことを確認してから作業を行う。

ｃ 波浪が打ち込むなど船体の動揺がある場合には、アンカー受け等の船体構造物にはさまれるおそれがある場所にむやみに立ち入らない。

ｄ 同時に複数の者が作業を行う場合には、合図の励行を徹底する。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。

ｅ 「はさまれ」の原因として、特に不注意が目立つことから、作業等に当たっては「慣れ」を排し、常に安全意識を維持するよう安全教育等を通じて乗組員全員に徹底する。

⑵ 海中転落による死傷災害防止対策の推進

平成22年度における「海中転落」による死傷災害の原因別としては、夜間、他の乗組員の作業時、上陸後の帰船時等に人が見ていないときに多く発生し、原因不明とされるものが約57%と非常に多く、漁ろう装置等により発生したものが約19%、乗下船時にげん梯等を適切に使用しなかったことにより発生したものと波浪によるものがそれぞれ約10%と続いている。

また、本死傷災害の特色としては、死亡率が約71%と極めて高いことが挙げられる。

さらに、平成22年度における「死亡災害別発生状況」をみると、海中転落によるものが約56%に上っている。

このような状況を踏まえ、「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、関係者の連携により、船内設備の見直し、作業方法等の再検討、作業前ミーティングによる安全確認の徹底及び事故に至りうる状況が生じた場合における問題点の把握と対策の実施に努めるほか、海中転落時の救助方法の改善方策について関係者による創意工夫を推進するとともに、特に次の防止対策を徹底する。

① 作業用救命衣等の保護具の使用等

ア 海中転落のおそれのある作業においては、当該作業の内容に応じ、命綱(安全ベルトを含む。)を使用させるか、又は作業用救命衣を着用させる。

特に、漁ろう作業等甲板上における作業では、必ず作業用救命衣を着用させることとし、荒天時ややむを得ず舷外に乗り出すときは命綱を使用させる。寒冷海域で操業する漁船においては、可能な限り命綱を使用させるとともに、イマーションスーツの搭載を推進する。

イ 作業用救命衣については、実際に使用している者の意見を反映させて、使用しやすい作業用救命衣の開発と実用化を積極的に推進する。